

## 信濃町公民館古間支館利用検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 信濃町公民館古間支館（以下「支館」という。）の保存又は取り壊し等、今後の方針について検討するため、信濃町公民館古間支館利用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次の号にかかげる事項について検討し、教育委員会に対して提言する。

- (1) 支館建物の保存、活用、取り壊し等、今後の方針について
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

- (1) 信濃町文化財保護審議会委員
- (2) 古間地区の代表者
- (3) 建築に識見を有する者
- (4) 公募による者

3 委員会は、必要に応じて学識経験者に助言、指導を依頼することができるものとする。

### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年9月30日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

2 任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会議を進行する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めた場合は、検討の結果について決を採ることができる。

3 採決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによるものとする。

4 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会事務局とし、庶務を処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。